

○国土交通省告示第千二百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第三第一項に次のただし書を加える。

ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、建築材料の品質が次の各号に掲げる技術的基準に適合するものと同等以上であると認められる場合は、この限りでない。

別表第一第一第十六号に掲げる建築材料の項中「JIS H四〇四〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線）——一九九九」の下に「、JIS H四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）——一九九九」を加える。

別表第二第一第二号に掲げる建築材料の項第五号イ中「目視によつて」を「目視その他適切な方法（以下この表において「目視等」という。）により」に改め、同表第一第三号に掲げる建築材料の項第四号中「目視によつて」を「目視等により」に改め、同表第一第四号に掲げる建築材料の項第四号

中「目視」を「目視等」に改め、同表第一第六号に掲げる建築材料の項第五号及び同表第一第十四号に掲げる建築材料の項第五号中「目視によって」を「目視等により」に改め、同表第一第十五号に掲げる建築材料の項第二号へ中「目視」を「目視等によるか」に改め、同項第六号及び同表第一第十七号に掲げる建築材料の項第八号中「目視によって」を「目視等により」に改め、同表第一第十八号に掲げる建築材料の項第九号及び第十号中「目視」を「目視等」に改め、同表第一第二十号に掲げる建築材料の項第四号二中「目視して」を「の目視その他適切な方法により」に改め、同号ホ中「目視」を「目視等」に改め、同表第一第二十一号に掲げる建築材料の項第四号及び同表第一第二十二号に掲げる建築材料の項第六号中「目視によって」を「目視等により」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。